緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針	表現の相違
			SCOLO III

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		目 次	
		1. 概要	
		2. 基本方針	
		3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針	
		3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点	
		3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計	
			表現の相違
		3.3 接続部の観点による設計	
		3.4 損傷, 転倒, 落下等の観点による建屋内施設の設計	
		3.5 損傷, 転倒, 落下等の観点による建屋外施設の設計	
		4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	
		4.1 不等沈下又は相対変位の観点	
			表現の相違
		 4.2 接続部の観点 ······	
		4.3 建屋内施設の損傷, 転倒, 落下等の観点	
		1.0 在注口地以外到例,种种,作工一寸少规则	表現の相違
		4.4 建屋外施設の損傷, 転倒, 落下等の観点	
		5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針 …	
		5.1 耐震評価部位	
		5.2 地震応答解析	
		5.3 設計用地震動又は地震力	
		5.4 荷重の種類及び荷重の組合せ	
		5.5 許容限界	
		5.5.1 建物・構築物	
		5.5.2 機器・配管系	
		5.5.3 土木構造物	
		6. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討	
		0. 工事权階における下型ノノヘ旭故の測査・快的	

: 前回提出時からの変更箇所

大学性は、部代主席 (37-2-1-1 経際設計の高化大計) の (3.3 歳) 及の形態に対する予慮」に基づき、設計 高神学な細胞及び重大等数等 対象程志の経常法がとういまして、変更が影響と考慮した意味の基 (495 変え)を受けするもので表したで表更を発生を重要した意味の基 (495 変え)を受けするもので表した。変更 (495 変え)を受ける (495 変え)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
及前端端に対する考慮して基づき、設計 高級の電視及び医大学の 対抗波を対象の対解控制を行うに関して、該及前部等を考慮した設計の基 本資料の法用基理は、設計基準が接近設定が高大率故等対地直接で ある。 2. 基本方針 設計基準物を直接のうちの電視電気だり採のまりラフスに置する直轄 設計基準的を直接のうちの電視電気だり採のまりラフスに置する直轄 (以下 18 クラス建設)という。。 直本事故等対地能のうち作散的 関重監査人事故が、即編、常度成大學域特別能、物理基本學が原止 設計 (関連活動を設計)を以て、自然を解析政能、物理基本學が原止 設計 (関連活動を設計)を以て、自然を認識がは、自然主事を決力ない。 の 20 分電度が基本等数が影が地位。(以下 15 公室以 という。)は、 下度のラケス酸のの 20 の常度性本を診理性 (似下 15 公室以 という。)は、 下度のラケス酸のの 20 の能を出まいては、以置前の基本を決力という。 は、下度がラケス酸のの 20 の能を出るして、20 では対するの全部を対しました。 3. 波及の影響を考慮した超数の設計が確認。 8. あ変更が響を考慮した超数の設計が確認。 2. な変更の表別に対しまいては、設置前の基件規則の存取期に対して (以下 15 別記)という。(に認定の以下のよって実践する。)。 3. は変更の表別に対しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま			1. 概要	
対処認定の保護設計を行うに限して、放及的修習を考慮した設計の場 本的な考えりを説明するのである。 大変料の原用範囲は、設計基準対象施設のうち設置素更成分類の、2 クラスに属する施設 のは、「15 クラン板説」という。。 東次事故等地が無理の方ち常設研 密度を意文本故功止決能。 東設大事故が知識を更受力がなくタウス のもの。及び存置性大事は続ける機(変形大事な被相な能)を選出了事故が正 数層 (企材基準地か)は動産権が対し、対策が重要的方式をクラス のもの。及び存置性大事は続ける機(定用基準地)立てにこれらが 設置重力にお加まることを表現の変形が多い。 またいるを表現を表現する。 対象が必要と考慮した経の変形が対象。 「15 級数別という」は、 下位クラス施設の変及的影響によって、それぞれその安全機能及が素 大事体等に対象するためた必要が機能を似ながないように変計する。 3 変及影響を考慮した経の変形が対象。 3 変及影響を考慮した経の変形が対象。 2 タラス体をの動性においては、例表が主義が支援を含いる 減速の数計においては、例表が正式がて、例表が主義ができない。 近底に、「安全機能」を「最大事体等に対象するために必要が機能 に認力を入りままれる。 近畿では大きなが表現を対象が多な状の相違等に対象するために必要が機能 に認力を入りままれる。 近畿で対象に対象が多な状の相違等に対象するために必要が機能 (別種の関立は対方で位のクラスの施設との接触能における核互影響 (別種の関立は対方で位のクラスの施設との接触能における核互影響 (別種の関立は対方で位のクラスの施設との接触能における核互影響 (別種の関立は対方で位のクラスの施設との接触能における核互影響 (別種の関立は対方で位のクラスの施設との接触能における核互影響 (別種の関立は対方で位のクラスの施設との接触能における核互影響 (別種の関立は対方で位のクラスの施設との接触能における核互影響 (別種の関立は対方で位のクラスの施設との接触能における核互影響 (別種の関立は対方で位のクラスの施設との影響を (別種の対象が対象が大変が大変が大変が大変が大変が大変が大変が大変が大変が大変が大変が大変が大変が			本資料は,添付書類「VI-2-1-1 耐震設計の基本方針」の「3.3 波	表現の相違
本的な考え方を説明するものである。 本質目の周州報酬日、設計基準対象施設とび張大事故等対処施設である。 2. 基本分析 選計基準対象施設のうち附需果薬除分類の 5 クラスに易する施設 (以下「5 クラス施記」という。) 重大等な等め施設のうち的策断 環境原表大事地形式と数。 電気を大速を結び続、 第2大事な対象施理 投稿 (設計基準収金) (当16施電が減づる利量業更度が超ぶ 5 クラス のもの) 及び窓道大事域の連立は総合政策 (認計上準定等) をといこまるが 設置される需要無大事な等的施設 (以下「5A 施設」という。)は、 下位クラス施定の成皮形影響によって、それぞれその安全機能という。)は、 下位クラス施定の成皮形影響によって、それぞれその安全機能という。)は、 下位クラス施定の成形形態によったが、定めを実施を表すした1を設計でする。 3. 波及砂影響を考慮した1を設めます。 3. 1 波及砂影響を表した1を設めます。 3. 1 波及砂影響を考慮した1を表が表がまます。 3. 1 波及砂影響を表した1を設めます。 3. 1 波及砂影響を変した1を表がまます。 3. 1 波及砂磨が変した1を表がまます。 3. 1 波及の皮膚が変した1を表がまます。 3. 1 波及の皮膚が変した1を表がまます。 3. 1 波及の皮膚が変した1を表がまます。 3. 1 2 とないによる1 を表がまます。 4. 1 とないによる1 を表がまます。 4. 1 とないによる1 とないによる1 とないによる1 を表がまます。 4. 1 とないによる1 とないによる1 とないによる1 とないによる1 とないによる1 とないによる1 とないによる1 とないによる1 を表がまます。 4. 1 とないによる1 とないによる1 とないによる1 とないによる1 とないによる1 とないによる1 とないによる1 を表がまます。 4. 1 とないによる1 とないによる			及的影響に対する考慮」に基づき、設計基準対象施設及び重大事故等	
本資料の連用範囲は、設計基件対象拡便及び重大率投資対処施設である。 2. 蓋本方針 設計基件対象施設のうち預頻重要反分類の5 クラスに属する施設 需直面表大事体的上設備、需要表大事体的上設備、需要表大事体的上設備 需直面表大事体的上設備、需要表大事体的上設備、需要表大事体的上設備 (以下 15 クラス 和近点 という。)。 重大事体が主義 (以下 15 成成 大事体的上設備 (設計 基本性人 でお残せ 指示力 その 社会 大事体の 15 大事な			対処施設の耐震設計を行うに際して, 波及的影響を考慮した設計の基	
2. 基本方針 一般計画外対策談ののも耐損業要度分類の8 タ クラスに属する施設 「以下 18 タラス施設」という。)、電本事故等が極極でのうちを設定 関策要素大事故的市政福。常設重大事故場が極端である主意設計 製工業を表現した。 「対策を構かは了に対策を構かないでは、可能性要要を対策の8 クラス のもの)及び産性大事な破別が確定(以下 15 4 施設」という。)は、 下位 ラス 複数の最大的影響のよって、それぞれぞの全金維度とが重 大事故等に対象が成とか影響によって、それぞれぞの全金維度とが重 大事故等に対象が表と対象が表現という。「記載の以下の4 つの 現在で実施する。 3. 被及的影響を考慮した演説の設計が対し、 (以下 「防圧 2」という。」に記載の以下の4 つの 現在で実施する。 3. 地域の限制においては、別定2 をはおける 「指導業要施設」を「5.3 地域の限制においては、別定2 をはまける 「高速業を設定」を「5.4 地域の限制においては、別定2 という。」に記載の以下の4 つの 現在で表地に に応み替えて適用する。 (の設置性度及び実施は 2年度 大事な等に対象するとかに必要な機能」に応み替えて適用する。 (の設置性度及び実施は 2年度 大事な等に対象するとの 表現を使している 2 の 表現を使じている 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2			本的な考え方を説明するものである。	
2. 基本方針 設計基序等金流校のうち耐養重要度分裂の 8 クラスに属する極較 (以下 「5 クラスに属」という。)、重大事件等対処地数の 6 年常設勝 第選座或大事校防止定備。需該重大事校施企業(需該重大事校防止 機能(破計基序地別)(特談使品/属・7 直接重要度分類が 8 クラス のもの) 及び常数数大事校静枢矩律(仮計基単矩制)並びにこれらが 認高される常語主不地検予地数度(以下 15 航空)という。) は、 下位クラメ超級の液及的影響によって、それぞれその安全機能及び重 入事故等に対処すったからに要な機能を指なわないように設計する。 3. 成及的影響を考慮した態度の設計の財政 (以下 1900元)と、公認の設計が対しては、「設定計画・原理則の解釈別 (以下 1900元)と、公認の設計にはいては、「設定計画・原理 15 KA 施設の設計においては、「別定 2 における「前接重度制度」を「SA 施設の設計においては、別定 2 における「前接重度制度」を「SA 施設の設計においては、別定 2 における「前接重度制度」を「SA 施設・「近今機能」を「重大事故等に対しするがよけるが成立を関制し、に対力等なて適用する。 の企業地域とが地域が全性状の相違等に起出する他が立即響 ②の指数重要施設と「5 (20クラスの施設の損傷、毎期、客下等による耐震重要施定への影響 ③定国性における下位のクラスの施設の負傷、毎期、客下等による耐震重要施定への影響 ③定国性における下位のクラスの施設の損傷、毎期、客下等による耐震重要施定への影響 ③定型性における下位のクラスの施設の損傷、毎期、客下等による耐震重要施定への影響 ③定型性における下位のクラスの施設の損傷、毎期、客下等による耐震重要施定への影響 ③定型性がよればける下位のクラスの施設の損傷、毎期、客下等による耐震重要施定への影響 ③定式を対しています。			本資料の適用範囲は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設で	
設計監等対象施設のうち耐養重要度分類の S クラスに属する施設 (以下「S クラスが直接」という。)、直入事故等対数施設のうち溶液耐 (設定 大学校市に提供、溶液大学校市に提供、溶液大学体域市上 設備 (設計基準ル型)(当該流偏が属する耐養重要度分類が S クラス のもの) 及び常変重大学体技術に設備 (設計基準ル型)並びにこれらが 設置される常変重大学体験特別と説 (2015年 E 2015年 E 20			ある。	
設計監等対象施設のうち耐養重要度分類の S クラスに属する施設 (以下「S クラスが直接」という。)、直入事故等対数施設のうち溶液耐 (設定 大学校市に提供、溶液大学校市に提供、溶液大学体域市上 設備 (設計基準ル型)(当該流偏が属する耐養重要度分類が S クラス のもの) 及び常変重大学体技術に設備 (設計基準ル型)並びにこれらが 設置される常変重大学体験特別と説 (2015年 E 2015年 E 20			2 基本方針	
(以下「S クラス施設」という。)、				
震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故部的止 設備(設計基準拡張)(普談電信が属する時限重更分類がまりラス のもの)及び常数重大事故機和設備(設計基準拡張)並びにこれらが 設置される常設重大事故等対域施設(以下「SA 施設」という。)は、 下位クラム施設の政政的影響によって、それぞれその安全機能及び重 大事体やに対処するために必要な機能を関立力でいように設計する。 3. 波及的影響を考慮した施設の設計が針 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計が自 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計が知れ (以下「別記2」という。) に記載の以下の4つの観点で実施する。 SA 施設の設計においては、「別2とにおける「商費重要施設」を「SA 施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に認み替えて適用する。 (①設置施度の心理における下のかラスの施設の損傷、転割、落下等による耐 調度重要施設と下位のクラスの施設の損傷、転割、落下等による耐 環度要施設への影響 (②建監外における下位のクラスの施設の損傷、転割、落下等による耐 震度要施設への影響 (③建監外における下位のクラスの施設の損傷、転割、落下等による耐 震度要施設への影響 (④建路外における下位のクラスの施設の損傷、転割、落下等による耐 震度要施設への影響 (④建路外における下位のクラスの施設の損傷、転割、落下等による耐				
設備 (設計基準拡張)(当該設備が属する耐費重要度分類が 8 クラス のもの) 及び常設政本事故途和認備 (設計基準批別)並びにこれらが 設置される常義成本教物等が起源しないう。は、 下位クラス施設の設及的影響によって、それぞれその安全機能及び重 大事故等に対処するために必要な機能を相なわないように設計する。 3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針 3. 1 波及的影響を考慮した施設の設計方針 3. 1 波及的影響を考慮した施設の設計方針 3. 1 波及的影響を考慮した施設の設計の設計。 「設置計可基準規則の解釈別記2」(以下「別記2」という。)に記載の以下の4つの規点で実施する。 3. 施設の設計においては、別記2における「耐費重要施設」を「SA 施設」に「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に近み替えて適用する。 ①設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等				
のもの)及び常設重大事故検対処施設(以下「3.5 施設」という。)は、 下位クラス施設の改及的影響によって、それぞれその安全機能及び重 大事故等に対处するために必要な機能を損なかないように設計する。 3. 波及的影響を考慮した施設の設計が到 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計が到 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計が到 3.2 以及所影響を考慮した施設の設計が到 3.3 放政の設計においては、「設置許可基準規則の解釈別記2」 (以下「別記2」という。」に記載の以下の4つの規定で実施する。 3. 放放の設計においては、別記2における「研養重要施設」を「5.5 施設の設計においては、別記2における「6.5 施設」と「5.6 施設の設計におけるでは、別記2におけるであた。 3. 放政の設計におけるでは、別記2におけるがの必要施設」を「5.6 施設」に「安全施能」を「5.7 体証の必要が表しては、例立2に「安全施能」を「5.7 体証の必要が表しては、例立2に「安全施能」を「5.7 体では、方式2を一定では、対域2に「5.7 を表します。 (記述地盤及び地電応答性状の相応等に起因する相対変位又は不等 注下による影響 (3 財産内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響 (3 財産外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響 (3 財産外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響 (3 財産外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響				
設置される常設重大事故等対処施設(以下「SA施設」という。)は、 下位グラス施設の設及的影響によって、それぞれぞの安全機能及び重 大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。 3. 被及的影響を考慮した施設の設計の刺点 3.1 被及の影響を考慮した施設の設計の刺点 5. タラス施設の設計においては、別記2における「耐養重要施設」を「SA施設の設計においては、別記2における「耐養重要施設」を「SA施設の設計においては、別記2における「耐養重要施設」を「SA施設の設計においては、別記2における「耐養重要施設」を「SA施設の表別で、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。 (3) 定設可機能及び地震な客性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響 (3) 確定内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐力を確認をつめ影響 (3) 建国外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐力を運動を表別との影響 (3) 建国外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐力を変更を表別といる影響 (3) 建国外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐力を変更を表別といる影響 (3) は、表別の利益、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、				
下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。 3. 波及的影響を考慮した施設の設計の報告 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点 8 クラス施設の設計においては、「設置許可基準規則の解釈別記2」 (以下「別記2」という。) に記載の以下の4つの観点で実施する。 SA施設の設計においては、別記2における「循葉重要施設」を「SA施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に活み整えて適用する。 ①武士を整えて適用する。 ①武士を整えて適用する。 ②武士を関する。 ②武士を関する。 ②武士を関する。 ②動理型を施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響 ③建国を加速への影響 ③建国を記する下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐壊重要施設への影響 ③建国とおける下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐壊重要施設への影響 また、上記①~④以外に設計の観点に含める事項がないめを確認する。原子力発電情報公開ライブラリ(NUCIA:ニューシア)に登録された では、ブラント固有情な知				
大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。 3. 該及的影響を考慮した施設の設計の観点				
3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点			大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。	
3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点			3 波及的影響を考慮した施設の設計方針	
8 クラス施設の設計においては、「設置許可基準規則の解釈別記 2」 (以下「別記 2」という。) に記載の以下の 4 つの観点で実施する。 SA 施設の設計においては、別記 2 における「耐震重要施設」を「SA 施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。 ① 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等				
(以下「別記 2」という。) に記載の以下の 4 つの観点で実施する。 SA 施設の設計においては、別記 2 における「耐震重要施設」を「SA 施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。 ①設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等				
施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」 に読み替えて適用する。 ① 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等 沈下による影響 ② 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響 ③ 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐 震重要施設への影響 ④ 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐 震重要施設への影響 また、上記①~④以外に設計の観点に含める事項がないかを確認す る。原子力発電情報公開ライブラリ (NUCIA:ニューシア)に登録された では、プラント固有情				
に読み替えて適用する。 ①設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等 沈下による影響 ②耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響 ③建屋内における下位のクラスの施設の損傷,転倒,落下等による耐 震重要施設への影響 ④建屋外における下位のクラスの施設の損傷,転倒,落下等による耐 震重要施設への影響 また,上記①~④以外に設計の観点に含める事項がないかを確認す る。原子力発電情報公開ライブラリ(NUCIA:ニューシア)に登録された では、プラント固有情			SA 施設の設計においては、別記2における「耐震重要施設」を「SA	
に読み替えて適用する。 ①設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等 沈下による影響 ②耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響 ③建屋内における下位のクラスの施設の損傷,転倒,落下等による耐 震重要施設への影響 ④建屋外における下位のクラスの施設の損傷,転倒,落下等による耐 震重要施設への影響 また,上記①~④以外に設計の観点に含める事項がないかを確認す る。原子力発電情報公開ライブラリ(NUCIA:ニューシア)に登録された では、プラント固有情			施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」	
沈下による影響 ②耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響 ③建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響 ④建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響 また、上記①~④以外に設計の観点に含める事項がないかを確認する。原子力発電情報公開ライブラリ(NUCIA:ニューシア)に登録されたでは、プラント固有情			に読み替えて適用する。	
②耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響 ③建屋内における下位のクラスの施設の損傷,転倒,落下等による耐震重要施設への影響 ④建屋外における下位のクラスの施設の損傷,転倒,落下等による耐震重要施設への影響 また,上記①~④以外に設計の観点に含める事項がないかを確認する。原子力発電情報公開ライブラリ(NUCIA:ニューシア)に登録されたでは、プラント固有情			①設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等	
③建屋内における下位のクラスの施設の損傷,転倒,落下等による耐震重要施設への影響 ①建屋外における下位のクラスの施設の損傷,転倒,落下等による耐震重要施設への影響 また,上記①~④以外に設計の観点に含める事項がないかを確認する。原子力発電情報公開ライブラリ(NUCIA:ニューシア)に登録された では、プラント固有情			沈下による影響	
震重要施設への影響 ④建屋外における下位のクラスの施設の損傷,転倒,落下等による耐震重要施設への影響 また,上記①~④以外に設計の観点に含める事項がないかを確認する。原子力発電情報公開ライブラリ(NUCIA:ニューシア)に登録された では、プラント固有情			②耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響	
①建屋外における下位のクラスの施設の損傷,転倒,落下等による耐震重要施設への影響 また、上記①~④以外に設計の観点に含める事項がないかを確認する。原子力発電情報公開ライブラリ(NUCIA:ニューシア)に登録された では、プラント固有情			③建屋内における下位のクラスの施設の損傷, 転倒, 落下等による耐	
震重要施設への影響 また、上記①~④以外に設計の観点に含める事項がないかを確認す る。原子力発電情報公開ライブラリ(NUCIA:ニューシア)に登録された では、プラント固有情			震重要施設への影響	表現の相違
また、上記①~④以外に設計の観点に含める事項がないかを確認す る。原子力発電情報公開ライブラリ(NUCIA:ニューシア)に登録された では、プラント固有情			④建屋外における下位のクラスの施設の損傷, 転倒, 落下等による耐	
る。原子力発電情報公開ライブラリ (NUCIA:ニューシア) に登録された では、プラント固有情			震重要施設への影響	
る。原子力発電情報公開ライブラリ (NUCIA:ニューシア) に登録された では、プラント固有情			また、上記①~④以外に設計の観点に含める事項がたいかを確認す	設計方針の相違(女川
				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		電所の不適合情報から地震による被害情報を抽出し、その要因を整理	
		する。地震被害の発生要因が「別記2」①~④の検討事項に分類され	
		ない要因については、その要因も設計の観点に追加する。	
		以上の①~④の具体的な設計方法を以下に示す。	
		3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計	
		建屋外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対	
		象に、別記2①「設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対	
		変位又は不等沈下による影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能	
		及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位	
		クラス施設を設計する。	
		(1) 地盤の不等沈下による影響	
		下位クラスの施設が設置される地盤の不等沈下により、上位クラス	表現の相違
		施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損な	数別が開建
		わないよう、以下のとおり設計する。	
		離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の不等	
		沈下を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離を	
		とって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影	
		響を防止するために、衝突に対する強度を有する障壁を設置する。	
		下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性	
		がある位置に設置する場合には、下位クラス施設を上位クラス施設と	
		同等の支持性能をもつ地盤に、同等の基礎を設けて設置する。支持性	
		能が十分でない地盤に下位クラス施設を設置する場合は、基礎の補強	
		や周辺の地盤改良等を行った上で、同等の支持性能を確保する。	
		上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設が設置される地盤	
		の不等沈下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設	
		計する。	
		以上の設計方針のうち、不等沈下を想定し、上位クラス施設の有す	
		る機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の	
		設計対象とする下位クラス施設 に、その設計方針を「5. 波及的影響	
		の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。	
		- / IA H / 1 多、 C	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(2) 建屋間の相対変位による影響	表現の相違
		下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により, 上位クラス	
		施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損な	
		わないよう、以下のとおり設計する。	
		離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設と上位	
		クラス施設との相対変位を想定しても, 下位クラス施設が上位クラス	
		施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか,下位クラス	
		施設と上位クラス施設との間に波及的影響を防止するために、衝突に	
		対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設と上位クラス施	
		設との相対変位により、下位クラス施設が上位クラス施設に衝突する	
		位置にある場合には、衝突部分の接触状況の確認、建屋全体評価又は	
		局部評価を実施し、衝突に伴い、上位クラス施設について、それぞれ	
		その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能が損なわ	
		れるおそれのないよう設計する。	
		以上の設計方針のうち, 建屋全体評価又は局部評価を実施して設計	
		する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス	
		施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラ	
		ス施設の耐震設計方針」に示す。	
		3.3 接続部の観点による設計	
		建屋内外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を	
		対象に、別記 2②「耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部に	
		おける相互影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故	
		等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を	
		設計する。	
		上位クラス施設と下位クラス施設との接続部には,原則,上位クラ	
		ス施設の隔離弁等を設置することにより分離し、事故時等に隔離され	
		るよう設計する。隔離されない接続部以降の下位クラス施設について	
		は,下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震	
		力に対して、内部流体の内包機能、機器の動的機能、構造強度等を確	
		保するよう設計する。又は、これらが維持されなくなる可能性がある	
		場合は、下位クラス施設の損傷と隔離によるプロセス変化により、上	
		位クラス施設の内部流体の温度,圧力に影響を与えても,支持構造物	
		を含めて系統としての機能が設計の想定範囲内に維持されるよう設	
		計する。	
		以上の設計方針のうち,内部流体の内包機能,機器の動的機能,構	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) : 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		造強度を確保するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の	
		設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響	
		の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。	
		3.4 損傷, 転倒, 落下等の観点による建屋内施設の設計	表現の相違
		建屋内に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対	
		象に、別記2③「建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、	
		落下等による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の安	
		全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよ	
		う下位クラス施設を設計する。	
		離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損	
		傷、転倒、落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十	
		分な距離をとって配置するか,下位クラス施設と上位クラス施設の間	
		に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設	
		置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可	
		能性がある位置に設置する場合には, 下位クラス施設が上位クラス施	
		設の設計に用いる地震動又は地震力に対して,下位クラス施設が損	
		傷、転倒、落下等に至らないよう構造強度設計を行う。	表現の相違
		上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒、落	
		下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計す	
		る。	
		以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設	
		の損傷、転倒、落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持	表現の相違
		するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とす	
		る下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象と	
		する下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。	
		3.5 損傷, 転倒, 落下等の観点による建屋外施設の設計	表現の相違
		建屋外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対	
		象に、別記2④「建屋外における下位のクラスの施設の損傷,転倒,	
		落下等による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の安	
		全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよ	
		う下位クラス施設を設計する。	
		離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損	
		傷,転倒,落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十	表現の相違
		分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設	
		置する。	
		下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性	
		がある位置に設置する場合には,下位クラス施設が上位クラス施設の	
		設計に用いる地震動又は地震力に対して,下位クラス施設が損傷,転	
		倒及び落下等に至らないよう構造強度設計を行う。	
		上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒、落	表現の相違
		下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計す	
		る。	
		以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設	
		の損傷、転倒、落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持	表現の相違
		するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とす	
		る下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象と	
		する下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。	
		4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	
		「3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき、構造強度	
		等を確保するように設計するものとして選定した下位クラス施設を	
		以下に示す。	設計の差異による。(女
			川は他号機を下位クラ
			ス施設として評価して
			いる)
		4.1 不等沈下又は相対変位の観点	
		(1) 地盤の不等沈下による影響	表現の相違
		不等沈下によって影響を及ぼす施設はない。	プラント固有条件の差
			異による。(女川には対
			象施設がない。)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(2) 建屋間の相対変位による影響	表現の相違
		a. タービン建屋	SCOLO LINE
		下位クラス施設であるダービン建屋は上位クラス施設である原子	プラント固有条件の差
		炉建屋及び制御建 屋に隣接していることから,上位クラス施設の設計	異による。(対象設備の
		に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して, 原子炉	相違。)
		建屋及び制御建屋に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できな	
		V.	
		このため波及的影響の設計対象とした。	
		b. 補助ボイラー建屋	
		下位クラス施設の補助ボイラー建屋は上位クラス施設である制御	
		建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震	
		動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、制御建屋に対して波及	
		的影響を及ぼすおそれが否定できない。	
		このため波及的影響の設計対象とした。	
		c. 第1号機制御建屋	
		下位クラス施設の第1号機制御建屋は上位クラス施設である制御	
		建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震	
		動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、制御建屋に対して波及	
		的影響を及ぼすおそれが否定できない。	
		このため波及的影響の設計対象とした。	
		d. 制御建屋	
		本施設は上位クラス施設であるが、同じく上位クラス施設の原子炉	
		建屋に隣接していることから、地震による相対変位により衝突して、	
		原子炉建屋及び制御建屋自身に波及的影響を及ぼすおそれが否定で	
		きない。	
		このため波及的影響の設計対象とした。	
I			

緑字:記載表現,設備名称の相違 (実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の相	
		対変位により,波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を表	
		4-1 に示す。	
		表 4-1 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設(相対変位)	表現の相違
		波及的影響を受けるおそれのある 波及的影響の設計対象とする	
		上位クラス施設 下位クラス施設	
		原子炉建屋 タービン建屋	
		制御建屋	
		制御建屋 補助ポイラー建屋	
		第1号機制御建屋	
		原子炉建屋 制御建屋**	
		*:当該建屋は上位クラス施設であるが、原子炉建屋に近接していることを 踏まえ、相対変位の影響を確認する。	
		四よん, 10/1/久世 V が 曾 C 唯 p の) る。	
		4.2 接続部の観点	
		上位クラス施設と下位クラス施設との接続部は隔離弁等により隔	
		離されていること、又は下位クラス施設の損傷と隔離によるプロセス	
		変化に対する上位クラス施設への過渡条件が設計の想定範囲内に維	
		持されることから、接続部における相互影響の観点で波及的影響を及	
		ぼす下位クラス施設はない。	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		4.3 建屋内施設の損傷,転倒,落下等の観点	
		(1) 施設の損傷, 転倒及び落下等による影響	
		a. 原子炉しゃへい壁	表現の相違
		下位クラス施設の原子炉しゃへい壁は上位クラス施設である原	子
		炉圧力容器に隣接していることから,上位クラス施設の設計に適用	す 表現の相違
		る地震動又は地震力に伴う転倒により、原子炉圧力容器に衝突し波	泛及
		的影響を及ぼすおそれが否定できない。	
		このため波及的影響の設計対象とした。	
		1. 原子标件具加工。2.	ま現の担告
		b. 原子炉建屋クレーン 下位クラス施設の原子炉建屋クレーンは上位クラス施設である	表現の相違
		用済燃料プール,使用済燃料貯蔵ラック等の上部又は近傍に設置し	
		いることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力	
		伴う転倒、落下により、使用済燃料プール等に衝突し波及的影響を	·及
		ぼすおそれが否定できない。	
		このため波及的影響の設計対象とした。	
		c. 燃料交換機	表現の相違
		下位クラス施設の燃料交換機は上位クラス施設である使用済燃	
		プール,使用済燃料貯蔵ラック等の上部又は近傍に設置しているこ	
		から、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う	
		倒,落下により,使用済燃料プール等に衝突し波及的影響を及ぼす	お
		それが否定できない。	
		このため波及的影響の設計対象とした。	

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

	柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の 設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃 料貯蔵ラックに衝突し皮及的影響を及ぼすことが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 e. 制御棒貯蔵ラック 下位クラス施設の制御棒貯蔵ラックは上位クラス施設である使用 済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の 設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃 料貯蔵ラックに衝突し皮及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 f. 燃料チャンネル・密収機 下位クラス・施設の燃料チャンネル・新収機は上位クラス施設である 使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又に地震力に伴う転配。落下により、使用 済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できな い。			d. 制御棒貯蔵ハンガ	プラント固有条件の差
設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。 。			下位クラス施設の制御棒貯蔵ハンガは上位クラス施設である使用	異による。(対象設備の
料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 e. 制御棒貯蔵ラック 下位クラス施設の制御棒貯蔵ラックは上位クラス施設である使用 済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の 設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃 料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 f. 燃料チャンネル着脱機 下位クラス施設の燃料チャンネル着脱機は上位クラス施設である 使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施 設の設計に適用する地質動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用 済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから,上位クラス施設の	相違。)
このため波及的影響の設計対象とした。 e. 制御棒貯蔵ラック 下位クラス施設である使用 済然料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の 設計に満する地震動力は地震力に伴う転倒、落下により、使用済然 料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 f. 燃料チャンネル着脱機 下位クラス施設の燃料チャンネル着脱機は上位クラス施設である 使用済然料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施 設の設計に適用する地震動とは地震力に伴う転倒、落下により、使用 済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施 設の設計に適用する地震動とは地震力に伴う転倒、落下により、使用 済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒, 落下により, 使用済燃	
e. 制御棒貯蔵ラック 下位クラス施設の制御棒貯蔵ラックは上位クラス施設である使用 済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の 設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃 料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 f. 燃料チャンネル着脱機 下位クラス施設の燃料チャンネル着脱機は上位クラス施設である 使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用 済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。	
下位クラス施設の制御棒貯蔵ラックは上位クラス施設である使用 済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の 設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃 料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 f. 燃料チャンネル着脱機 下位クラス施設の燃料チャンネル着脱機は上位クラス施設である 使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施 設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用 済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できな い。			このため波及的影響の設計対象とした。	
済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。 f. 燃料チャンネル着脱機 下位クラス施設の燃料チャンネル着脱機は上位クラス施設である使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			e. 制御棒貯蔵ラック	
設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 f. 燃料チャンネル着脱機 下位クラス施設の燃料チャンネル着脱機は上位クラス施設である 使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			下位クラス施設の制御棒貯蔵ラックは上位クラス施設である使用	
料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 f. 燃料チャンネル着脱機 下位クラス施設の燃料チャンネル着脱機は上位クラス施設である 使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施 設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用 済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できな い。			済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから, 上位クラス施設の	
このため波及的影響の設計対象とした。 f. 燃料チャンネル着脱機 下位クラス施設の燃料チャンネル着脱機は上位クラス施設である 使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施 設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用 済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できな い。			設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒,落下により,使用済燃	
f. 燃料チャンネル着脱機 下位クラス施設の燃料チャンネル着脱機は上位クラス施設である 使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施 設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用 済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できな い。			料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。	
下位クラス施設の燃料チャンネル着脱機は上位クラス施設である 使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施 設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用 済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できな い。			このため波及的影響の設計対象とした。	
使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			f. 燃料チャンネル着脱機	
設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用 済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できな い。			下位クラス施設の燃料チャンネル着脱機は上位クラス施設である	
済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できな い。			使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施	
ν_{\circ}			設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用	
			済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できな	
このため波及的影響の設計対象とした。			W _o	
			このため波及的影響の設計対象とした。	
g. 原子炉ウェルカバー			g. 原子炉ウェルカバー	
下位クラス施設の原子炉ウェルカバーは上位クラス施設であるド 表現、設備名称の相			下位クラス施設の原子炉ウェルカバーは上位クラス施設であるド	表現, 設備名称の相違
ライウェルの上部に設置していることから、上位クラス施設の設計に			ライウェルの上部に設置していることから、上位クラス施設の設計に	
適用する地震動又は地震力に伴う落下により、ドライウェルに衝突し			適用する地震動又は地震力に伴う落下により、ドライウェルに衝突し	
波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。	
このため波及的影響の設計対象とした。			このため波及的影響の設計対象とした。	
h. CRD 自動交換機			h. CRD 自動交換機	
下位クラス施設の CRD 自動交換機は上位クラス施設である原子炉格 プラント固有条件の				プラント固有条件の差
納容器下部水位及び原子炉格納容器下部温度の上部に設置している 異による。(対象設備				
ことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う 相違。)				
落下により、原子炉格納容器下部水位等に衝突し波及的影響を及ぼす				
おそれが否定できない。			おそれが否定できない。	
このため波及的影響の設計対象とした。			このため波及的影響の設計対象とした。	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		i . 中央制御室天井照明	表現の相違
		下位クラス施設の中央制御室天井照明は上位クラス施設である <mark>原</mark>	
		子炉制御盤,原子炉補機制御盤等の上部に設置していることから,上	プラント固有条件の差
		位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、	異による。(対象設備の
		原子炉制御盤等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。	相違。)
		このため波及的影響の設計対象とした。	
		j. ほう酸水注入系テストタンク	プラント固有条件の差
		下位クラス施設のほう酸水注入系テストタンクは上位クラス施設	
		であるほう酸水注入系ポンプ出口圧力に隣接していることから、上位	相違。)
		クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により,ほ	
		う酸水注入形ポンプ出口圧力に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが	
		否定できない。	
		このため波及的影響の設計対象とした。	
		k. 耐火隔壁	表現の相違
		下位クラス施設である耐火隔壁は上位クラス施設である中央制御	
		室外原子炉停止装置盤、原子炉系(広域水位)計装ラック等に隣接し	異による。(対象設備の
		ていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力	相違。)
		に伴う転倒により、中央制御室外原子炉停止装置盤等に衝突し波及的	
		影響を及ぼすおそれが否定できない。	
		このため波及的影響の設計対象とした。	
		ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の損	
		傷,転倒,落下等により波及的影響を受けるおそれのある上位クラス	表現の相違
		施設を表 4-2 に示す。	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所	第2号機	備考
			とする下位クラス施設	
		(建屋内施設の損傷, 転倒	J, 落下等) (1/3)	
		波及的影響を受けるおそれのある	波及的影響の設計対象とする	
		上位クラス施設	下位クラス施設	
		原子炉圧力容器	原子炉しゃへい壁	
		使用済燃料ブール 使用済燃料貯蔵ラック 制御棒・破損燃料貯蔵ラック 燃料ブール冷却浄化系配管 スキマサージタンク 静的触媒式水素再結合装置 FPC燃料ブール注入逆止弁 非常用ガス処理系入口弁 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 原子炉建屋内水素濃度 使用済燃料ブール水位/温度 使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) 使用済燃料ブール監視カメラ	原子炉建屋クレーン	
		使用済燃料プルール 使用済燃料貯蔵ラック 制御棒・破損燃料貯蔵ラック 燃料ブール冷却浄化系配管 スキマサージタンク FPC 燃料プール注入逆止弁 使用済燃料プール水位/温度	燃料交換機	
		1000 14 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	制御棒貯蔵ハンガ	
		使用済燃料貯蔵ラック	制御棒貯蔵ラック	
			燃料チャンネル着脱機	
		ドライウェル	原子炉ウェルカバー	
		原子炉格納容器下部水位原子炉格納容器下部温度	CRD 自動交換機	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		表 4-2 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	
		(建屋内施設の損傷,転倒,落下等) (2/3)	
		波及的影響を受けるおそれのある 波及的影響の設計対象とする	
		上位クラス施設 下位クラス施設	
		重要計器監視用 125V 直流分電盤 2 原子炉冷却制御盤 原子炉棉機制御盤 原子炉保護系試験盤 原子炉保護系試験盤 原子炉保護系試験盤 原子炉保護系試験盤 原子炉隔離時冷却系盤 格納容器第二隔離弁盤 自動減圧系盤 FPC・FPMUW・SLC・MUWC・MUWP・FW 制御盤 トリップチャンネル盤 FCS・SGTS 盤 サプレッションプール水温度記録監視盤 格納容器計域配管隔離弁盤 自動減圧系盤 FPC・PMUW・SLC・MUWC・MUWP・FW 制御盤 トリップチャンネル盤 FCS・SGTS 盤 サプレッションプール水温度記録監視盤 格納容器計域配管隔離弁盤 所内補機制御盤 所内補機制御盤 所内電源制御盤 非常用換気空調系盤 HPCS 系非常用換気空調系盤 RCW・RSW 盤 漏えい検出系盤 計算機パッファ補助リレー盤 M/C 補助線電器盤 AM 制御盤 HPAC 制御盤 代替電源制御盤 代替注水制御盤	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		表 4-2 波及的影響の設計対象とする下位クラ (建屋内施設の損傷,転倒,落下等)(3/3	1
			設計対象とする ラス施設
		DCLI 制御盤 フィルタベント系制御盤 差圧計 衛星電話 安全パラメータ表示システム (SPDS) データ伝送設備 データ表示装置 無線連絡設備(固定型) 衛星電話設備(固定型)	并照明
		ほう酸水注入系ポンプ出口圧力 ほう酸水注入	系テストタンク
		中央制御室外原子炉停止装置盤 原子炉系(広域水位)計装ラック 原子炉系(狭域水位)計装ラック S/C 圧力, S/C-R/B 差圧計器架台 圧力抑制室水位 RCW サージタンク水位 RHR ポンプ出口流量	
		4.4 建屋外施設の損傷,転倒,落下等の観点 (1)施設の損傷,転倒,落下等による影響 a.海水ポンプ室門型クレーン 下位クラス施設の海水ポンプ室門型クレーンは上位 ある原子炉補機冷却海水ポンプ,原子炉補機冷却海水 又は近傍に設置していることから,上位クラス施設の記 地震動又は地震力に伴う転倒,落下により,原子炉補材 プ等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できな このため波及的影響の設計対象とした。	R配管等の上部 設計に適用する 機冷却海水ポン
		b. 竜巻防護ネット 下位クラス施設の竜巻防護ネットは上位クラス施設 補機冷却海水ポンプ,原子炉補機冷却海水系配管等の 設置していることから,上位クラス施設の設計に適用 地震力に伴う落下により,原子炉補機冷却海水ポンプ等 的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。	- 部又は近傍に トる地震動又は

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

では、日本機能大松 下位のタ本加速の第15機能大比をクラス複数の設計に適用 する建模の大比に関小に関から、上位タラス複数の設計に適用 する建模の大比に関小に関からできない。 このかめ速度が影響の設計するとした。 3、第35機能大松 下位クラス機能の第35機数水路は上位クラス複数である店園型 の下部の地中に置していることから、上位クラス複数の設計に適用 する建度の大比に関小に申う価値により、防機器の支持機能に収及的 影響を支入比に関小に申う価値により、防機器の支持機能に収及的 影響を支入は上域を力が申れてきない。 このため速度的影響の設計するとした。 3、定側接水路 下位クラス構造のを対象とした。 4、定側接水路 下位クラス構造の上位のようとから、上位クラス複数の設計に適用する特殊能な ではつることから、上位クラス複数である防機器と一位と でない。このため速度の影響の設計するとした。 4、アクセスルート(防機器(電土銀防) 下放ララス線をのフィセスルート(防機を高土性の構造となっていることが、上位クラス複数である場場ととなっていることが、上位クラス複数である場場ととなっていることが、上位クラス複数である場合となっていることが、上位クラス複数である影響を表述するよれ容全できない。 このため速度が影響の設計と変更の発生に変更の影響を表述するよれ容全できない。 このため速度が影響の設計と変更の発生に変更の影響を表述するよれ容全できない。 このため速度が影響の設計を変更の発生に変更の影響を表述するよれ容全できない。 このため速度が影響の設計を表述される。 またなどの表述を表述される。 は、タービン温度と上位クラス複数で高計には用 する数型を変更ないまするとした。 は、タービン温度と上でより、 に、タービン温度と上で、 に、タービン温度と上で、 に、タービン温度と上で、 に、タービン温度と上で、 に、タービン温度と上で、 に、のため速度が影響の設計を表述される。 は、 タービン温度と上で、 に、 タービン温度と上で、 の、 の の の の の の の の の の の の の の の の の	柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
の下部の検明下依戻していることから、上位クリス報源の設計に適用 する施度放大に特定がに伴う相似により、防潮域の支持機能に改良的 影響を及ばすませたが所できない。 このため変更が整響の設計対象とした。 は、第3号線取水路 下位クラス超波のである号機取水路は上位クラス超波である防衛 でのにかったが変更が影響を放け、100円の大きなという。上位クリス線波の設計に適用 する機能放大に地震力に伴う相似により、助潮域の支持機能に改良的 影響を放けが3名それが高空でない。 このため変更が影響の設計対象とした。 。 北側除水路 下位クラス超波の北側線水路は上位クラス超波で設計に適用する地震的な比 機関に伴う発展により、助潮に改良め影響を反ぼすおそれが高空 できない。 このため変更の影響の設計対象とした。 (アウスルード (防縄地 (選上地防)) 下位クラス超波のからなど、(選上地防)) 下位クラス超波のカウセスルート (防縄地 (選上地防)) 下位クラス超波の方の大きなと、 このため変更の影響の設計が変更に関係を一体となっている空の) は上位クラス施設である防御地と一体の発生となっていることから、上位クラス施設の設計で通用する地震換及は激素力に 伴う関係により、防潮機の機能に放皮的影響の設計対象とした。 このため変及的影響の設計対象とした。 このため変及的影響の設計対象とした。 このため変及的影響の設計対象とした。 このため変及が影響の設計対象とした。 このため変及的影響の設計対象とした。 このため変及が影響の設計対象とした。 このため変及が影響の設計対象とした。 このため変異のアードン地域に上位クラス施設である防御線、逆 対防に設備を対していることから、上位クフス施設である防御線、逆 対防に変更していることから、上位クフス施設で認る防御線、逆 対防に設備を対していることから、上位クフス施設である防御線、逆 対防に変更していることがあることから、上位クフス施設で表る防御線、逆 対防に変更していることがあることが、ことがあることがあることがあることがあることが、ことがあることが表していることがあることがあることが表している。ことが表していることが表していることが表している。ことが表していることが表していることが表している。ことが表していることが表していることが表している。ことが表していることが表している。ことが表していることが表している。ことが表している。ことが表している。ことが表していることが表している。ことが表している。ことが表している。ことが表している。ことが表している。ことが表している。ことが表している。ことが表している。ことが表している。ことが表している。ことが表している。ことが表している。ことが表している。ことが、ことが表している。ことが、ことが表している。ことが、ことが表している。ことが、ことが表している。ことが表している。ことが、ことが表している。ことが、ことが、ことが、ことが、ことが、こと			c. 第1号機取水路	
する地震動又は地震力に伴う機能により、助機器の支持機能に能及的 影響を及ぼすおそれが変更できない。 このため接及的影響の設計対象とした。 は、第3号機能水路に位かうス地域である助構造 の下部の地中に位置していることから、上位クラス地域である助構造 の下部の地中に位置していることから、上位クラス地域で設計と適用 でも地質制又は地震力に作う損傷により、助機場の支持機能に能及的 影響を放ぼすおそれが変更できない。 このため被及的影響の設計対象とした。 ま、出側排水路 下位クラス地域の北側排水路は上位クラス地域である助機場内を 機能していることから、上位クラス地域の設計に適用する地域制及は 地質力に伴う損傷により、助機性に設支的影響を及ぼすおそれが否定 できない。 このため被及的影響の設計対象とした。 た、アクセスルート(防御場の旋上場防がと一体とな っている形別は上位クラス域をである助構用と一体の構造とかって いることから、上位クラス域をである助構用となっていることから、上位クラス域を関数では地力に 作う損傷により、助機場の機能に改支的影響を及ばするそれが否定できない。 このため被支的影響の設計対象とした。 ま、タービン増属 下がカラス地域のクービン地域は上位クラス域姿である防機等、逆 減防止を情等に降後していることから、上位クラス域姿の設計に通用 する地変動又は地震力に作う損傷により、防御整等に衝突し接及の影響を及ばすおされが否定できない。			下位クラス施設の第1号機取水路は上位クラス施設である防潮堤	
 影響を及ぼすおそれが否定できない。このため変数的影響の設計有念した。 4. 有名号機体態 下位クラス施設の第3号機数水路は上位クラス施設である防潮端の下部の場所に依拠していることから。上位クラス施設の設計に適用する地震動文は比較力に作う頭部により。防潮地の支持機能に変及的影響を設定するれが認定できまれが認定できまれが認定できまれが認定できまれが認定できまれが認定できまれが認定できまれが認定できまれが認定できまれが認定できまれが認定できまれが認定できまれ。このため渡及的影響の設計対象とした。このため渡及的影響の設計対象とした。このため渡及的影響の設計対象とした。このため渡及的影響の設計対象とした。このため渡及の影響の設計が通用する機能数とは過酷力に伴う環路により、防潮地の機能と一体に構造となっていることから、上位クラス施設の方式に変更が認識が認識力に伴う環路により、防潮地の機能を入びまれが否定できない。このため渡及的影響の設計が最上に使う環境を表していることがら、上位クラス施設の表計が最上に使う環境により、防潮地の機能をより、応潮との影響を表げまれるものできまれが否定できない。このため渡及的影響の設計は強力に伴う環路により、応潮は砂路を表ではいることから、上位クラス地震のタービン・地震は、シーレン・大型に関係していることから、上位クラス地震のタービン・地震は、近には、カービン・地震を表がまれば、近には、カービン・地震を表がまれば、カービン・地震ない、カービン			の下部の地中に位置していることから,上位クラス施設の設計に適用	
このため波及的影響の設計対象とした。 本部 学様取水路 下位 クラス施設の前来号機販水路は上位クラス施設の設計に適用する地震の収け地震力に行動機により、時期場の支持機転に使及的影響を及ぼすおされが否定できない。 このため波及的影響を設す対象とした。 本部制水路 下位 クラス施設の北側排水路は上位 クラス施設である防幕地内を機能していることから、上位クラス施設である防幕地内を機能していることから、上位クラス施設である防幕を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及の影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及の影響を設す対象とした。 「アクセスルート (防衛駅の鑑土場防部と一体となっている部分)は上位クラス施設である防衛地と一体の構造となっていることがら、上位クラス施設である防衛地と一体の構造となっていることがら、上位クラス施設である防衛地と一体の構造となっていることがら、上位クラス施設である防衛地と一体の構造となっていることがら、上位クラス施設である防衛地と一体の構造となっていることから、上位クラス施設である防衛地、近のためか成及的影響の設計対象とした。 メータービン建屋 下位クラス施設のの表計に関する防衛地、逆域防止政衛等に関連なていることがら、上位クラス施設の設計に適用する社業的などは強力によった。上位クラス施設の設計に適用する社業的などは強力によった。上位クラス施設の設計に適用する社業的などは強力によった。上位クラス施設の設計に適用する社業的などは強力によった。上位クラス施設の設計に適用する社業的などは変力に対していることが、上位クラス施設の設計に適用する社業的などは変力に対していることが、上のクラス施設の設計に適用する場合に対していることが、上のクラス施設の設計に適用する場合により、 またれが高定された。上のクラス施設の設計に適用する場合に表現的影響を表述された。上のクラス施設の設計に適用する場合に表現的などは変力に対していることが、上のでは、上のでは、上のでは、上のでは、上のでは、上のでは、上のでは、上のでは			する地震動又は地震力に伴う損傷により,防潮堤の支持機能に波及的	
は、第3号機版水路 下位クラス施設の第3号機版水路は上位クラス施設の設計に適用する地震教力は地震力に伴う環衛により、防潮延の支持機能に設及的影響を及反すますまたが示させった。 このため改及的影響の設計対象とした。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			影響を及ぼすおそれが否定できない。	
下位クラス施設の第3号機販水路は上位クラス施設である防御是の下部の地単に促棄していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震物文は地震力に伴う困傷により、防御場の支持機能に放及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 。 北側排水路 下位クラス施設の北側排水路は上位クラス施設である防御場内を機断していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動文は地震力に伴う困傷により、防御場と返及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 1. アクセスルート (防御場 (盛土場防)) 下位クラス施設のアクセスルート (防御場の整土場功能)と一体となっている部分)は上位クラス施設のアクセスルート (防御場の整土場功能)と一体となっている部分 は上位クラス施設の政計に適用する地震動文は地震力に伴う根底により、防御場の機能に被及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。 2. タービン電壁 下位クラス施設のタービン建量は上位クラス施設である防御戦、速流防い設備等に関係としていることから、上位クラス施設のタービンは思は上位クラス施設のカルドのでは、速度が防い設備等に関係としていることから、上位クラス施設のカービンを関下位のフェ施設のカービンを開発していることから、上位クラス施設のカービンを開発していることから、上位クラス施設である防御戦、速流防い設備等に関係としていることから、上位クラス施設である防御戦、速流防い設備等に関係としていることから、上位クラス施設である防御戦、速流防い設備等に関係としていることから、上位クラス施設のカービンを開発していることから、上位のファス施設である防御戦、速流防い設備等に関係としていることから、上位のファス施設である防御戦、速			このため波及的影響の設計対象とした。	
の下部の地中に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に作う場合になり的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 。 池側排水器 下位クラス施設の北側排水路は上位クラス施設である防測場内を横断していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮堤に波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 f. アクセスルート (防潮堤 (盛 上堤防)) 下位クラス施設のアクセスルート (防潮堤の軽土堤防部と一体となっている部分)は上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮堤の機能に波及の影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 g. タービン建屋 下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁、速流防い設備等に関係していることから、上位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設のストルである防潮壁、速流防い設備等に関係していることから、上位クラス施設のストルである防潮壁、速流防い設備等に関係していることから、上のクラス施設のストルである。 g. タービン建屋 下位クラス施設のタービン電屋は上位クラス施設である防潮壁、速流防い設備等に関係していることから、上位クラス施設のストルである防潮壁、速流防い設備等に関係していることから、上位クラス施設のストルである。			d. 第3号機取水路	
する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮堤の支持機能に接及的影響を及ばすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 4. 他無抗水路 下位クラス施設の北側排水路は上位クラス施設である防瀬場内を 横断していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動とは 地震力に伴う損傷により、防瀬場に波及的影響を及ぼすおそれが否定 できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 5. アクセスルート (防瀬場の盛土堤防部と一体となっている部分)は上位クラス施設のアクセスルート (防瀬場の盛土堤防部と一体となっている部分)は上位クラス施設である防潮場と一体の構造となっていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動とは地震力に 伴う損傷により、防潮堤の機能に波及の影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 8. タービン建屋 下位クラス施設のサービン建屋は上位クラス施設である防潮建、逆流防止安備等に廃接していることから、上位クラス施設の要計に適用する地震動とは上位のフス施設である防潮速、逆流防止安備等に廃接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動とは地震力に作り相似により、防潮階等に衝突しな及の影響を及ぼすおそれが否定できない。			下位クラス施設の第3号機取水路は上位クラス施設である防潮堤	
 影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため複及的影響の設計対象とした。 ・、北側排水路 下位クラス施設の北側排水路は上位クラス施設である防潮場内を模断していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震刺文は地震力に伴う損傷により、防潮場に被及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため複及的影響の設計対象とした。 「、アクセスルート (防御堤 (盛上堤防)) 下位クラス施設のアクセスルート (防潮堤の盛土堤防部と一体となっている部分) は上位クラス施設の設計に適用する地震刺文は地震力に使わ 技能により、防潮場の機能に接及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため該及の影響の設計対象とした。 は、タービン建屋 下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設の設計に適用する地震刺文は地震力に作うま像が、上位クラス施設の設計に適用する地震刺文は地震力にやうま体に関核していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震刺文は地震力にやうま体に対象とした。 			の下部の地中に位置していることから,上位クラス施設の設計に適用	
このため波及的影響の設計対象とした。 a. 北側排水路 下位クラス施設の北側排水路にはクラス施設である防剤児内を 横断していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は 地震力に伴う損傷により、防潮児に波及的影響を及ぼすおそれが否定 できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 f. アクセスルート (防潮児 (盛土堤防)) 下位クラス施設のアクセスルート (防潮児の電土場防部と一体となっている部分) は上位クラス施設である防潮児と一体の構造となって いることから、上位クラス施設である防潮児と一体の構造となって いることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に 伴う損傷により、防潮児の機能に波及的影響を及ぼすおそれが否定で きない。 このため波及的影響の設計対象とした。 a. タービン建屋 下位クラス施設のクービン建屋は上位クラス施設の設計に適用 する地理動又は地震力に 対防止設備等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用 する地理動又は地震力に は、サイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			する地震動又は地震力に伴う損傷により, 防潮堤の支持機能に波及的	
			影響を及ぼすおそれが否定できない。	
下位クラス施設の北側排水路は上位クラス施設である防潮堤内を 横断していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は 地震力に伴う損傷により、防潮堤に波及的影響を及ぼすおそれが否定 できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 1. アクセスルート (防潮堤の盛土堤防部と一体となっている部分) は上位クラス施設のアクセスルート (防潮場の盛土場防部と一体となっている部分) は上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に (件) 担傷により、防潮場の機能に波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 2. タービン建園 下位クラス施設のタービン建風は上位クラス施設の設計に適用 する地震動文に移送していることから、上位クラス施設の設計に適用 する地震動学に降接していることから、上位クラス施設の設計に適用 する地震動では地震力に作り、財傷により、防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			このため波及的影響の設計対象とした。	
横断していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は 地震力に伴う損傷により、防潮堤に波及的影響を及ぼすおそれが否定 できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 f. アクセスルート (防潮堤 (盛土堤防)) 下位クラス施設のアクセスルート (防潮堤と一体の構造となっている部分) は上位クラス施設である防潮堤と一体の構造となっていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に 伴う損傷により、防潮堤の機能に波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 g. タービン建屋 下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁、逆 流防止設備等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用 する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			e. 北側排水路	
地震力に伴う損傷により、防潮堤に波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 f. アクセスルート (防潮堤 (盛土堤防)) 下位クラス施設のアクセスルート (防潮堤の盛土堤防部と一体となっている部分) は上位クラス施設である防潮堤と一体の構造となっていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動なは地震力に伴う損傷により、防潮堤の機能に波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 g. タービン建屋 下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁、逆流防止設備等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			下位クラス施設の北側排水路は上位クラス施設である防潮堤内を	
できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 f. アクセスルート (防潮堤 (盛土堤防)) 下位クラス施設のアクセスルート (防潮堤の盛土堤防部と一体となっている部分) は上位クラス施設である防潮堤と一体の構造となっている部分) は上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により, 防潮堤の機能に波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 g. タービン建屋 下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁, 逆流防止設備等に隣接していることから, 上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により, 防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			横断していることから,上位クラス施設の設計に適用する地震動又は	
このため波及的影響の設計対象とした。 f. アクセスルート (防潮堤 (盛土堤防)) 下位クラス施設のアクセスルート (防潮堤の盛土堤防部と一体となっている部分) は上位クラス施設である防潮堤と一体の構造となっていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮堤の機能に波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 g. タービン建屋 下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁、逆流防止設備等に隣接していることから、上位クラス施設のお計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			地震力に伴う損傷により、防潮堤に波及的影響を及ぼすおそれが否定	
f. アクセスルート (防潮堤 (盛土堤防)) 下位クラス施設のアクセスルート (防潮堤の盛土堤防部と一体となっている部分) は上位クラス施設である防潮堤と一体の構造となっていることから,上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により,防潮堤の機能に波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 g. タービン建屋 下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁,逆流防止設備等に隣接していることから,上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により,防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			できない。	
下位クラス施設のアクセスルート(防潮堤の盛土堤防部と一体となっている部分)は上位クラス施設である防潮堤と一体の構造となっていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮堤の機能に波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 g. タービン建屋 下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁、逆流防止設備等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			このため波及的影響の設計対象とした。	
っている部分)は上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力にいることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮堤の機能に波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。 「ない。このため波及的影響の設計対象とした。 「ない。」 「ない。」 「ない。」 「ない。」 「ない。」 「ない、このためなどの影響の設計がない。」 「ない。」 「ない、このためなどの影響の設計がない。」 「ない、このためなどの影響を及びするに変し、変し、変し、変し、変し、変し、変し、変し、変し、変し、変し、変し、変し、変			f. アクセスルート (防潮堤 (盛土堤防))	
いることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に 伴う損傷により、防潮堤の機能に波及的影響を及ぼすおそれが否定で きない。 このため波及的影響の設計対象とした。 g. タービン建屋 下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁、逆 流防止設備等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用 する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			下位クラス施設のアクセスルート(防潮堤の盛土堤防部と一体とな	
伴う損傷により、防潮堤の機能に波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。 このため波及的影響の設計対象とした。 g. タービン建屋 下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁、逆流防止設備等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			っている部分) は上位クラス施設である防潮堤と一体の構造となって	
きない。 このため波及的影響の設計対象とした。 g. タービン建屋 下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁,逆流防止設備等に隣接していることから,上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により,防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			いることから,上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に	
このため波及的影響の設計対象とした。 g. タービン建屋 下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁,逆流防止設備等に隣接していることから,上位クラス施設の設計に適用 する地震動又は地震力に伴う損傷により,防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			伴う損傷により、防潮堤の機能に波及的影響を及ぼすおそれが否定で	
g. タービン建屋 下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁,逆流防止設備等に隣接していることから,上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により,防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			きない。	
下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁, 逆流防止設備等に隣接していることから, 上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により, 防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			このため波及的影響の設計対象とした。	
流防止設備等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			g. タービン建屋	
する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。			下位クラス施設のタービン建屋は上位クラス施設である防潮壁、逆	
響を及ぼすおそれが否定できない。			流防止設備等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用	
響を及ぼすおそれが否定できない。			する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮壁等に衝突し波及的影	
■ このため波及的影響の設計対象とした。			このため波及的影響の設計対象とした。	

赤字: 設備, 運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字: 記載表現, 設備名称の相違(実質的な相違なし) : 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		h. 補助ボイラー建屋	
		下位クラス施設の補助ボイラー建屋は上位クラス施設である制御	
		建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震	
		動又は地震力に伴う損傷により、制御建屋に衝突し波及的影響を及ぼ	
		すおそれが否定できない。	
		このため波及的影響の設計対象とした。	
		i. 第1号機制御建屋	
		下位クラス施設の第1号機制御建屋は上位クラス施設である制御	
		建屋に隣接していることから,上位クラス施設の設計に適用する地震	
		動又は地震力に伴う損傷により、制御建屋に衝突し波及的影響を及ぼ	
		すおそれが否定できない。	
		このため波及的影響の設計対象とした。	
		j. 第1号機排気筒	
		下位クラス施設の第1号機排気筒は斜面上に位置していることか	
		ら、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷に	
		より、上位クラス施設である排気筒に衝突し波及的影響を及ぼすおそ	
		れが否定できない。	
		このため波及的影響の設計対象とした。	
		k. 前面護岸	
		下位クラス施設の前面護岸は上位クラス施設である取水口、貯留堰	
		の近傍に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地	
		震動又は地震力に伴う損傷により, 取水口の取水機能に波及的影響を	
		及ぼすおそれが否定できない。	
		このため波及的影響の設計対象とした。	
		ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の損	
		傷, 転倒, 落下等により波及的影響を受けるおそれのある上位クラス 表	現の相違
		施設を表 4-3 に示す。	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第	2 号機	備考
		表 4-3 波及的影響の設計対象と (建屋外施設の損傷,転倒,		
		波及的影響を受けるおそれのある 上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする 下位クラス施設	
		原子炉補機冷却海水水心プ 原子炉補機冷却海水系配管 RSW ポンプ吐出逆止弁 RSW ポンプ吐出連絡管止め弁 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系配管 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系配管 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ HPSW ポンプ吐出逆止弁 HPSW ポンプ吐出弁 RSW ポンプ出口圧力計器架台 防潮堤 防潮壁 浸水防止蓋 逆止弁付ファンネル 貫通部止水処置 取水ピット水位計 浸水防止壁	海水ポンプ室門型クレーン	
		原子炉補機冷却海水ボンプ 原子炉補機冷却海水系配管 RSW ポンプ吐出逆止弁 RSW ポンプ吐出連絡管止め弁 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ボンプ 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系配管 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系配管 高圧炉心スプレイ抽機冷却海水系配管 高圧炉心スプレイ抽機冷却海水系又トレーナ HPSW ポンプ吐出逆止弁 HPSW ポンプ吐出产 RSW ポンプ出口圧力計器架台 HPSW ポンプ出口圧力計器架台	竜巻防護ネット	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所	第2号機	備考
		表 4-3 波及的影響の設計対象	とする下位クラス施設	
		(建屋外施設の損傷, 転倒	l, 落下等) (2/2)	
		波及的影響を受けるおそれのある 上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする 下位クラス施設	
		逆止弁付ファンネル 貫通部止水処置 取水ピット水位計	竜巻防護ネット	
		-1001 7 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第1号機取水路	
			第3号機取水路	
		防潮堤	北側排水路	
			アクセスルート (防潮堤 (盛土堤防))	
		防潮壁 逆流防止設備 貫通部止水処置 原子炉建屋 制御建屋	タービン建屋	
		制御建屋	補助ボイラー建屋	
		即冲煙座	第1号機制御建屋	
		排気筒	第1号機排気筒	
		取水口 貯留堰	前面護岸	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) : 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針	
		「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」で選定した施	
		設の耐震設計方針を以下に示す。	
		5.1 耐震評価部位	
		波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価対象部位は、そ	
		れぞれの損傷モードに応じて選定する。すなわち、評価対象下位クラ	
		ス施設の不等沈下、相対変位、接続部における相互影響、損傷、転倒、	表現の相違
		落下等を防止するよう、主要構造部材、支持部及び固定部等を対象と	
		する。	プラント固有条件の差
		また、下位クラス施設の転倒を想定して設計する施設については、	異による。(女川では不
		上位クラス施設の機能に影響がないよう評価部位を選定する。	等沈下による対象施設
			はない。)
		各施設の耐震評価部位は、添付書類「VI-2-11-1 波及的影響を及ぼ	
		すおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.1 耐震評価部	表現の相違
		位」に示す。	
		5.2 地震応答解析	
		波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計において	
		実施する地震応答解析については、添付書類「VI-2-1-1 耐震設計の	表現の相違
		基本方針」の「10. 耐震計算の基本方針」に従い、既工認で実績があ	
		り、かつ最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を基本として行	
		う。	
		各施設の設計に適用する地震応答解析は,添付書類「VI-2-11-1 波	表現の相違
		及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の	
		「3.2 地震応答解析」に示す。	
		5.3 設計用地震動又は地震力	
		波及的影響の設計対象とする下位クラス施設においては, 上位クラ	
		ス施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。	表現の相違
		各施設の設計に適用する地震動又は地震力は,添付書類「VI-2-11-	
		1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」	
		の「3.3 設計用地震動又は地震力」に示す。	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.4 荷重の種類及び荷重の組合せ	
		波及的影響の防止を目的とした設計において用いる荷重の種類及	
		び荷重の組合せについては、波及的影響を受けるおそれのある上位ク	
		ラス施設と同じ運転状態において下位クラス施設に発生する荷重を	
		組み合わせる。	プラント固有条件の差
		また、転倒を想定し、上位クラス施設の機能に影響がないよう設計	異による。(女川では不
		する場合は, 転倒等に伴い発生する荷重を組み合わせる。	等沈下による対象施設
			はない。)
		荷重の設定においては、実運用・実事象上定まる範囲を考慮して設	
		定する。	
		各施設の設計に適用する荷重の種類及び組み合わせは、添付書類	表現の相違
		「VI-2-11-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐	
		震評価方針」の「3.4 荷重の種類及び荷重の組合せ」に示す。	
		5.5 許容限界	
		波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価に用いる許容	
		限界設定の考え方を,以下建物・構築物,機器・配管系及び土木構造	
		物に分けて示す。	
		5.5.1 建物·構築物	
		建物・構築物について、離隔による防護を講じることで、下位クラスないの担当がはなった。対理が思想されたとは、大きないでは、	
		ス施設の相対変位等による波及的影響を防止する場合は、下位クラス	
		施設と上位クラス施設との距離を基本として許容限界を設定する。	ま明の担告
		また、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の損傷、転倒、落	
		下等を防止する場合は、鉄筋コンクリート造耐震壁の最大せん断ひず	
		みに対してJEAG4601-1987 に基づく終局点に対応するせん	
		断ひずみ、部材に発生する応力に対して、終局耐力又は「建築基準法	
		及び同施行令」に基づく層間変形角の評価基準値を基本として許容限	ప 。)
		界を設定する。	
		5.5.2 機器・配管系	
		機器・配管系について、施設の構造を保つことで、下位クラス施設	
		の接続部における相互影響及び損傷,転倒,落下等を防止する場合は,	
		許容限界として、評価部位に塑性ひずみが生じる場合であっても、そ	
		の量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し	表現の相違
		ていることに相当する許容限界を設定する。機器の動的機能維持を確	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		保することで、下位クラス施設の接続部における相互影響を防止する	
		場合は、許容限界として機能確認済加速度を設定する。	
		配管については、配管耐震評価上影響のある下位クラス配管を上位	プラント固有条件の差
		クラス配管に含めて構造強度設計を行う。	異による。(女川では不
		また、転倒を想定する場合は、下位クラスの施設の転倒に伴い発生	等沈下による対象施設
		する荷重により、上位クラス施設の評価部位に塑性ひずみが生じる場	はない)
		合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十	表現の相違
		分な余裕を有していること、また転倒した下位クラス施設と上位クラ	
		ス施設との距離を許容限界として設定する。	
		5.5.3 土木構造物	設置 (変更) 許可におけ
		土木構造物について、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の	る設計方針の差異によ
		損傷, 転倒, 落下等を防止する場合は, 構造部材の終局耐力 <mark>や基礎地</mark>	る(女川2号では,基礎
		盤の極限支持力度に対し妥当な安全余裕を考慮することを基本とし	地盤の極限支持力度を
		て許容限界を設定する。	設計で考慮)
		また,構造物の安定性や変形により上位クラス施設の機能に影響が	表現の相違
		ないよう設計する場合は、構造物のすべりや変形量に対し妥当な安全	
		余裕を考慮することを基本として許容限界を設定する。	
		各施設の評価に適用する許容限界は,添付書類「VI-2-11-1 波及的	
		影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.5	
		許容限界」に示す。	
		6. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討	
		工事段階においても, 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の	
		設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されているこ	
		とを、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、	
		仮置資材等, 現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設に	表現の相違
		ついても併せて確認する。	
		工事段階における検討は、別記2の4つの観点のうち、③及び④の	
		観点、すなわち下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による影響につ	
		いて、プラントウォークダウンにより実施する。	表現の相違
		確認事項としては、設計段階において検討した離隔による防護の観	
		点で行う。すなわち、施設の損傷、転倒、落下等を想定した場合に上	
		位クラス施設に衝突するおそれのある範囲内に下位クラス施設がな	
		いこと、又は間に衝撃に耐えうる障壁、緩衝物等が設置されているこ	
		と, 仮置資材等については固縛など, 転倒及び落下を防止する措置が	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		適切に講じられていることを確認する。	
		ただし、仮置資材等の下位クラス施設自体が、明らかに影響を及ぼ	表現の相違
		さない程度の大きさ、重量等の場合は対象としない。	
		以上を踏まえて、損傷、転倒、落下等により、上位クラス施設に波	
		及的影響を及ぼす可能性がある下位クラス施設が抽出されれば, 必要	
		に応じて、上記の確認事項と同じ観点で対策・検討を行う。	
		すなわち, 下位クラス施設の配置を変更したり, 間に緩衝物等を設	
		置したり,固縛等の転倒・落下防止措置等を講じたりすることで対策・	
		検討を行う。	
		また、工事段階における確認の後も、波及的影響を防止するように	
		現場を保持するため、保安規定に機器設置時の配慮事項等を定めて管	
		理する。	